

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

厚真町立上厚真小学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- ・児童生徒の多様性を認め、その特性を踏まえた対応を行います。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

上厚真小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、全ての大人が連携し、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥ いじめ防止のための達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。
- ⑦ 「いじめ防止基本方針」を、入学時及び年度初めに、児童、保護者、関係機関等に説明する。

上厚真小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

いじめ防止対策委員会
【目的】 いじめ防止に関する措置を実効的に行うとともに、未然防止に関する対策検討、情報共有を行う。
【構成員】 校長・教頭・生徒指導部長・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・学級担任・必要に応じて専門知識を有する外部有識者および関係機関等

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- | | |
|--|--|
| <p>【早期発見に向けて】</p> <p>(1) 朝・帰りの会や授業などでの観察</p> <p>(2) アンケート・個人面談の実施</p> <p>・いじめアンケートの実施(5月・10月)</p> <p>・教育相談週間の実施(6月・11月)</p> <p>【相談ができる環境づくり】</p> <p>(1) 誰にでも相談できること、相談することの大切さを伝える。</p> <p>(2) 傾聴の姿勢と共感的な理解</p> <p>(3) 自信や存在感を感じられるような励まし</p> <p>(4) 速やかな報告と校内での情報共有</p> <p>【早期解決に向けて】</p> <p>(1) 事実関係の速やかな把握と構造的な分析</p> <p>(2) 組織的な体制での調査</p> <p>(3) いじめている児童に対する毅然とした姿勢</p> <p>(4) 心情に訴えたいじめの重大さを気付かせる指導</p> | <p>(5) いじめている児童の心の安定を図る指導</p> <p>(6) 関係保護者との連携、協力、支援、指導</p> <p>(7) ケースによりいじめ問題相談窓口等を利用</p> <p>【解消の判断】</p> <p>(1) いじめに係る行為が止んでいること(3か月を目安)</p> <p>・被害が重大な場合等はさらに長期の期間を設定</p> <p>・被害、加害児童生徒の状況を注視し、期間が経過した段階で判断</p> <p>(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p> <p>【再発防止の取組の徹底】</p> <p>(1) いじめを受けた児童生徒の安心な教育環境の整備</p> <p>(2) 関係資料の保存年限の厳守</p> |
|--|--|

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の上厚真小学校のいじめ対策組織担当は、教頭 藤本 拓です。

連絡先 0145-28-3560 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9～12 時 13～17 時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
胆振教育局教育相談電話 (電 話)	0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

